

事 務 連 絡

令和元年 6 月 24 日

建設工事有資格請負業者各位

低入札価格調査制度における契約工事の取扱いについて（通知）

水戸市が発注する建設工事のうち，低入札価格調査制度の調査を受けたものとの契約に関しては，工事の品質確保への取組み強化を図る観点から，下記のとおり取り扱うこととしました。

1 改正内容

受注者技術員の増員

従 前 規定なし（現場代理人と監理技術者（主任技術者）等の兼任は可能）

改 正 現場代理人と監理技術者（主任技術者）等の兼任を認めない。

2 対象工事

水戸市が発注する建設工事のうち，水戸市工事の請負契約に係る低入札価格調査等実施要領第 5 条に規定する調査を受けたものと契約を結ぶもの。

3 適用日

令和元年 8 月 1 日以降に入札公告を行うものに適用する。

4 問い合わせ先

水戸市財務部契約検査課 029-224-1111（内線）1532・1551

水戸市上下水道局水道部水道総務課 029-224-1111（内線）3831・3832